

笠間市議会総務企画委員会記録

令和6年6月4日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	安見貴志君
副委員長	川村和夫君
委員	長谷川愛子君
〃	河原井信之君
〃	田村泰之君
〃	石井栄君
〃	西山猛君

欠席委員

なし

出席説明員

消防長	菌部恵一君
市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
消防次長兼消防総務課長	谷口哲也君
消防総務課長補佐	来栖孝滋君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	吉沼克典君
警防課主査	永山明君
秘書課長	甘利浩行君
秘書課長補佐	鈴木俊明君
秘書課G長	須藤弘君
秘書課主査	橋本真理子君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	横手和昭君
企画政策課長	森望君

企画政策課長補佐	井坂 亜紀子 君
特定プロジェクト推進室長	飯島 亮 君
企画政策課 G 長	小室 正 君
企業誘致・移住推進課長	滝田 憲 二 君
企業誘致・移住推進課長補佐	小松崎 宏 君
企業立地推進室長	佐藤 隆 君
企業誘致・移住推進課 G 長	山口 美徳 君
デジタル戦略課長	鈴木 昭彦 君
情報政策調整官	長谷川 尚一 君
デジタル戦略課 G 長	中澤 信二 君
総務課長	稲田 和幸 君
総務課長補佐	木村 幸広 君
総務課 G 長	関根 聡美 君
総務課 G 長	松葉 茂博 君
財政課長	本岡 亜紀 君
契約検査室長	小谷 淳一 君
財政課 G 長	橋本 貴文 君
危機管理課長	谷田部 仁史 君
危機管理課長補佐	近藤 智弘 君
危機管理課 G 長	鈴木 恵寿 君
危機管理課 G 長	大澤 充史 君
税務課長	山崎 由美子 君
税務課長補佐	山口 浩之 君
税務課 G 長	遠藤 仁 君
笠間支所地域課長	根本 薫 君
笠間支所地域課長補佐	石川 真理子 君
環境政策課長	大内 光広 君
環境政策課長補佐	鈴木 晃 君
脱炭素推進室長	藤枝 諭 君
環境政策課 G 長	持丸 博之 君
資源循環課長	成田 崇 君
資源循環課長補佐	友部 光治 君
資源循環推進室長	安齋 岳美 君
環境センター所長	柏崎 泉 君
資源循環課主査	川末 洋行 君

資 源 循 環 課 G 長	水 越 禎 成 君
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子 君
議 会 事 務 局 次 長 補 佐	鶴 田 貴 子 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子

議 事 日 程

令和 6 年 6 月 4 日（火曜日）

午前 10 時 00 分開会

1 開会

2 案件

（1）付託案件の審査

- ・ 諮問第 3 号 審査請求に関する諮問について
- ・ 議案第 52 号 動産購入契約の締結について
- ・ 議案第 54 号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 1 号）

（2）その他

午前 10 時 00 分開会

○安見委員長 改めまして、おはようございます。総務企画委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、総務企画委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

○安見委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の議案等の説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、堀内次長、鶴田補佐が出席しております。

本日の会議の記録は鶴田補佐にお願いいたします。

それから、本日は傍聴の申出がありましたので、これを許可しております。よろしくお願ひいたします。

○安見委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案等の審査であります。審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。また、諮問については、議案説

明後に行います。

それでは初めに、消防本部消防総務課、議案第52号 動産購入契約の締結についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 消防次長兼消防総務課の谷口でございます。議案第52号動産購入契約の締結について御説明いたします。

契約の目的でございますが、消防力充実強化のため、消防団に配備している老朽化した消防ポンプ自動車1台を更新する動産購入契約でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札で契約金2,288万円、うち消費税が208万円でございます。

契約の相手方でございますが、東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 老朽化した消防ポンプ自動車を更新するということで議案が提案されておりますけれども、契約の金額として2,288万円の金額が出されておりますけれども、昨今の諸物価の高騰の中で、大体1割、2割ぐらいはいろいろなものが値上がりしていると思うのですけれども、この契約金額というのは、そういう点から考えるとどのくらいの値上がりの状況を反映したものなのか、もしくは、今、およそで結構ですので、お願いしたいのですけれど。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 物価高騰等で値上がりしているのは、担当課としても確認しております。

実績で申しますと、令和5年度は購入しておりません。令和4年度が1,930万5,000円、その前の年が令和3年度2台でございますが3,773万円、徐々に価格のほうは上がっているのを認識しております。約10%、1割の上昇を認識しております。

以上でございます。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

長谷川委員。

○長谷川愛子委員 以前、他の議員から御質問の中で、老朽化したものはどのような形で対応しているのかというのがございましたが、今回はどのような形で御対応されているの

でしょうか。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 現在のところ官公庁オークションでの売却のほうを予定しております。

以上でございます。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 続きまして、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）について、消防本部消防総務課所管分を歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

歳出についてでございます。

恐れ入りますが、タブレット17ページをお開き願います。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節役務費から御説明申し上げます。

自動車損害保険料5,000円でございますが、これは精査した結果、保険料が不足したためでございます。

次の段、14節工事請負費712万8,000円のうち、1行目の補修工事費は、警防課所管となりますので、2行目、消防施設撤去工事費から説明いたします。

消防施設撤去工事費139万7,000円は、地域で利用していた旧消防団詰所を地域要望により撤去する撤去工事費でございます。

次の行、空調設備改修工事費471万9,000円は、消防本部2階会議室など3部屋分のエア

コンが故障したことによる改修工事費でございます。

以上で消防本部消防総務課分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 1点お尋ねします。

11節の役務費で、自動車損害保険料が5,000円足りなくなったのだということなのですが、契約はこれからなのですか、それともしてあるのですか。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 契約はこれからになります。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 どんなタイミングで5,000円の下がったままだったのですか。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 保険料のほうを当初予算と計算した結果、不足でこちらなのですけれども、更新した救助工作車のほうを任意保険のシステムのほうで試算しましたところ、金額が不足していたことが確認されたための補正要望になります。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 保険料というのは、こちらで試算するのですか。保険会社が料率に基づいて計算して、こうですよと出てくるわけと違うのですか。何か試算、試算と、こちら試算と勝手に決める話じゃないと思うのだけれども、どうなのでしょう。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 こちら自動車損害保険共済基金分担金試算表というシステムを使います。そこで各項目を入力することによって保険料が試算システムで算出されるようになっております。

○西山 猛委員 よく分からないな。

○安見委員長 大丈夫ですか。

○西山 猛委員 いいですか。

○安見委員長 暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時13分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

西山委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 13 分休憩

午前 10 時 14 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、警防課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 警防課中村でございます。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）について、警防課分を御説明いたします。

17ページをお開き願います。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、14節工事請負費101万2,000円でございます。これは本戸地内防火水槽の漏水による補修工事でございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、17節備品購入費49万5,000円の減額でございます。市内児童クラブ5か所にAEDを購入設置する予定でしたが、既に小学校に設置してあるAEDを屋外用収納ボックスを設けて配置することで、児童クラブ、小学校の両方が対応可能となることから、新たにAEDを購入はせず、屋外用の収納ボックス5台を購入するに当たり生じた差額分でございます。

以上で、警防課分の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村泰之委員 確認させていただきます。補修工事防火水槽、本戸地区のどこでしょうか。地区名をお願いいたします。

○安見委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 本戸地区、本戸地内の荒牧地区に当たります。

○田村泰之委員 承知しました。ありがとうございます。

○安見委員長 ほかにございますか。

西山委員。

○西山 猛委員 それでは1点、AEDの共用ということに落ち着いた経緯。

○安見委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 AEDですが、一般財団法人の日本救急医療財団等のガイドラインというものが示されておりまして、約5分以内にAEDを打てるというような状況があれば、そういった共有も可能ということで、もともと同一敷地内にある建物でしたのでということで再度調査した結果、こちらで認定しました。

以上です。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 分かりました。そういうものというのは、もっと身近にあったほうがいいと思うので、共用ということが果たしてふさわしいかなということ、ガイドラインというのは一つ出ていますので、それに従ったということなのだけれども、そうすると、そういうことの現場状況を把握して、その上での予算化というのが正しいのではないですか。だから、そうなればこういうことは起きないと、補正は出ないと思う。違うのですか。

○安見委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 そのとおりでございます。こちらでもともとAEDの設置状況に対しての要望が前年度までなかったもので、こちらで要綱のほうを作成しまして、そちらに見合ったものを再度調査した結果、このような結果になりました。

以上になります。

○安見委員長 西山委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 19 分休憩

午前 10 時 20 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室秘書課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 秘書課の甘利です。よろしくお願いします。

秘書課からは、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の所管分について御説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出について主なものを御説明いたします。

それでは12ページをお開きください。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、秘書課所管分としましては、12節委託料、登記事務委託料の40万円ですが、笠間台湾交流事務所の代表変更に係る台湾政府機関等の登記変更などに係る事務を委託するためのもので、現在、笠間台湾交流事務所には引継ぎを兼ね2名の職員を派遣しておりますが、引継ぎ終了後に後任者を事務所の代表とするための手続に要する費用になります。

次に、18節負担金補助及び交付金の16万円ですが、特別職研修負担金として、茨城県市長会が行う先進地視察として今年度は2泊3日で台湾への視察を行うに当たっての参加負担金を計上するものでございます。

次に、2目文書広報費のうち12節委託料248万2,000円ですが、「広報かさま」のデジタル化を進めるに当たり、スマートフォンの画面で読みやすいスマホ版「広報かさま」、スマホ版お知らせ版の構築のためのシステム改修業務とデータの作成を行う電算業務の委託費をそれぞれ計上するものでございます。

以上が秘書課所管分の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

河原井委員。

○河原井信之委員 「広報かさま」を電子化することについて、例えば試験的なことなのですか。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 試験的といいますか、今までも電子版ではパソコンの画面とか、あと、そういったものではPDFとして「広報かさま」電子版で読めたのですけれども、これからはそういう形ではなくてスマホ版で、Smart News（スマートニュース）みたいな形で読みやすいものを構築していこうということで、今までのと併せて、これからこれを運用を図っていきたいということで、試験的ではなくて本格導入という形で進めてまいりたいと考えております。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 紙媒体のがそのまま、スマホのほうを見やすくするという。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 当面は紙媒体はそのまま残しまして、やはりいろいろな手段で読めるような形で、その一つとしてスマホ版の広報紙ということを考えております。

○河原井信之委員 分かりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前１０時２４分休憩

午前１０時２５分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室人事課、議案第54号 令和６年度笠間市一般会計補正予算（第１号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 それでは、議案第54号 令和６年度笠間市一般会計補正予算（第１号）

の人事課所管分について御説明いたします。

補正予算書の9ページを御覧ください。9ページの下段になります。

初めに歳入でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金、1節総務管理費負担金88万3,000円の増は、被災市町村職員派遣負担金（過年度分）といたしまして、能登半島地震の被災地支援として、令和6年1月から3月にかけて派遣された職員8名分に係る時間外勤務手当及び旅費相当分を計上するもので、石川県への求償に基づき、茨城県を通して当市へ支払いが行われるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等282万円の増、並びに一つ下の欄にございます8節旅費232万円の増は、今年度能登半島地震の被災地支援として派遣が見込まれる職員分の時間外勤務手当並びに旅費につきまして、見込み数といたしまして40名分の経費を計上するものでございます。

以上で、人事課所管分の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 1月から3月まで能登半島の地震に対する支援に行ったと、そのときの時間外手当の支出についてなのですが、これは延べ何名で、時間外手当というのは、1人当たり時給幾らぐらいなのでしょう。

○安見委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 1月から4月まで、23名分の職員を派遣しておりまして、時間給の単価につきましては約3,000円ということになっております。

○安見委員長 よろしいですか、石井委員。

○石井 栄委員 いいです。

○安見委員長 ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 28 分休憩

午前 10 時 29 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部企画政策課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課森です。よろしくお願いします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の企画政策課所管分の予算について御説明いたします。

議案の9ページをお開きください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,900万円は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に係る交付金で、行政区防犯灯管理支援事業をはじめ3事業に活用するものでございます。

各事業の歳出につきましては、それぞれ担当する課において説明をさせていただきますので御了承をお願いします。

続きまして、12ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、子育て拠点整備事業費負担金3,000万円は、前回の全員協議会で御説明をさせていただきました子ども・子育て支援機能の強化策として、ショッピングセンターポレポレ内の屋内広場整備に係る負担金でございます。ポレポレが位置する赤坂周辺地域につきましては、一定の人口集積があるとともに商業施設が集積し、総合計画において市民生活や産業など特定の役割を強く有する市発展の核となる生活拠点として位置づけております。

また、子ども・子育て機能をここに整備していくに当たりましては、昨年度、令和5年度の重点プロジェクトであります笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトの取組の一つとして、笠間ショッピングセンター周辺リノベーション研究事業につきまして、商工課、

こども福祉課を中心に笠間商業開発との協議を昨年度から進めてまいりました。このたび、ポレポレ内に遊具等を設置した子どもの遊び場を整備していくことで協議が調いましたので、整備を進めるに当たりまして商業開発による事業実施に対する整備負担金として予算を計上するものでございます。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 子どもの遊び場ができるというのは大変ありがたいことだと思うのですが、ポレポレには1階と2階があって、そのどの辺にどういう遊び場を造るという計画なのですか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 ポレポレの1階にスクリーンがあります。セントラルコートがございます。その前に現在「ちびっこひろば」というちょっとスペースがございます。そのスペースを拡張しまして、プレーグラウンドということで遊び場を整備してまいります。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 その遊び場を整備するに当たって、どういう設備を導入するとか、その場所を変えるとか、もう少し分かっている範囲でお願いしたいのですが。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 現在の場所に、そこを囲うような形で外周をフェンスであったり腰壁ぐらいの囲いをかけまして、そこに滑り台であったり人工芝を敷きまして、中を子どもが走り回れるような遊び場に整備してまいります。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、あそこの1階の広場はスクリーンの前に椅子なんか並んでいるところの東側に通路があって、さらに東側に小さな机とか椅子なんかの休憩スペースがあります。その辺の二つの区画を考えているのですか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 今、委員がおっしゃいました通路の間に、現在子どもの遊び場と、あと飲食のためのパン屋の前ところにテーブルとかございます。そういったところ、そのテーブルのところも含めて通路と通路の間で考えてございます。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

長谷川委員。

○長谷川愛子委員 今のことで関連することで三つ聞きたいのですが、管理者は誰になるのかということと、あと修繕費とかが出たときには、またこのような形で市のほう

で対応していくのか。あと安全確保の面で何か起きたときに、それを誰が監督責任になるのか、三つお願いします。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 管理につきましては、こちらは係員を常駐させるものではなく、無人の施設と考えておりまして、商業開発との協議の中で管理者につきましては商業開発のほうで運営するということで考えております。そういったことですので、安全確保であったり、そういった部分についても責任としては商業開発のほうになります。

今回、イニシャルとして市のほうで負担金を出して商業開発のほうで整備をいたしますが、遊具等が老朽化といいますか、故障したり大きく改善するということには、市のほうもまた負担金を出すなり、その辺は今後協議をしてみたいです。

○長谷川愛子委員 ありがとうございます。

○安見委員長 よろしいですか、長谷川委員。

西山委員。

○西山 猛委員 もう1回すみません、主催者は誰ですか、どこですか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 全体の事業の主体となるのは、市でございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 市に補助金を出すの。負担金補助及び交付金だから、相手があるわけだ。どこなのですかということで。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 整備につきましては、商業開発が整備してまいりますので、そこに対する負担金でございます。

○西山 猛委員 はっきり言ってくれ。

○安見委員長 もう一度繰り返してもらっていいですか。

○森企画政策課長 整備の主体は笠間商業開発でございます。そこに対しての商業開発が整備する事業に対して負担金を出すものでございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 商業開発、市の外郭団体か何かなの、何になるのですか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 第三セクターであります笠間商業開発株式会社でございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 代表は誰ですか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 代表取締役社長は、簗原邦明氏でございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 それとポレポレの関係はどのようなのですか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 ポレポレ全体の施設につきまして、商業開発が管理をしているものでございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 ということは、既存の要するに子どもの遊び場とよく言われるものがあるって、それは多分開発の中で必要なもの、開発許可の中で必要なものだと思うのです。違いますか。それで、そのグレードアップみたいなこと、そこをどうもそこだけを切り取って子育て拠点整備事業委託と、あたかも公のことなのだけれども、実際は商業施設の中の遊び場のグレードアップということに補助金を出すのと違うのか、何か公が関わってやっていく、この権利関係の契約だとか、そういうのはあるのですか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 現在の「ちびっこひろば」と呼んでおりますスペースにつきましては、単にマットの敷いてある広場でございます。市のほうでもそこに対して滑り台であったり、そういった遊具を整備するということで商業開発との意向が、方針が合致したという部分で、市のほうでそこに対して負担していくものでございます。

○西山 猛委員 言っている、質問しているのと違うのだけれども。休憩を取ってもらっていいですか。

○安見委員長 暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時55分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございますか。

田村委員。

○田村泰之委員 これを確認します。

これのポレポレ内の件は、にぎわいのある地域づくりに向けた包括連携協定書に基づいての形でよろしいですか。連携協力事項の第2条、(1)笠間まるごと子育て都市の実現に関すること、(1)から(5)まであるのですが。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 笠間商業開発とイオンと市との連携協定を結ばせていただいた中でも、その前段でこういった協議は進めてきておりますので、そういったことも含めてその協定には含めてございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 分かりました。それとプラスで、先ほど暫時休憩中に西山委員がおっし

やったように友部地区が中央だと、それはごもっともだと思いますが、要するにずばり言いますけれども、箱がないということで、箱がないからポレポレとなったという経緯もありますよね、少なからず。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 箱も含めて新たな施設を整備するというものではなくて、今回そのスペースに空きがあるとか、そういったところも含めて本市のほうと方向性が合致したというところで整備をしていくということです。

○西山 猛委員 助け舟出したのだよ、今。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 活用だよね。あそこのフードコートも撤退してしまっている、そういうのがありますから、それを活用してうまく、ましてや包括連携協定書に基づいているものをリーズナブルにハイブリッドにやるというのは、もうこれしかないということで、いろいろな人口、子どもの人口を把握しながら赤坂地区は横ばいだということで、こういうことに私はなっていると捉えています、あと、これは余談になっちゃいますが、少子化と騒ぎますけれども、私、少子化というのはどこかで、くさび打てばいい話で、そこを今後考えていけば答えはおのずと出るので、私はそのイメージはあるので、ここでは発言してしまうと論外になっちゃうので、この辺で申し訳ないですけれども、ありがとうございます。

○安見委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 いろいろな議論が深まる中で、やはり課題が見えてきたように思うのです。先ほど長谷川委員のほうからもお話がありましたように、子どもの遊び場というのは事故が付き物なのです。誰が、どういうふうに安全の対策をするのかというのが、ここの中では今の説明の中では保護者がやってくれというように聞こえるわけですがけれども、あそこは人がいっぱい来るところでもありますし、これだけ費用をかけて造るとすれば、その安全対策をきちんと考えていく必要があるということと、あと先ほど部長から言いましたけれども、これから協定とか覚書とか、これから考えていくと言いましたけれども、覚書というのは実効性が何だか分からないようなものだと思いますので、誰がどのようにこれを運営していくか、その管理体制もしっかり含めて、協定でその安全性を担保するとか、この事業が円滑にいくように新たに協定なりをしっかりとつくっていくということと、安全対策が必要なのではないかと思います、その辺についてはもう1回お願いできますか。

○安見委員長 政策企画部長。

○北野政策企画部長 先ほどは休憩中でしたので、改めて御説明をさせていただきます。

まず、運営は商業開発にお任せをしていくと、当然ここは何がしか口約束とかで動くも

のじゃございませんので、タイトルそのものについてはまだ決まっていないのは事実なのですけれども、契約とか明らかな相対での約束事というものを明文化して進めてまいります。

ただ、日常管理の在り方については、どのような遊具を設けるか、例えば屋外の公園に管理者というものは常に常駐しているわけではございません。そういったところも踏まえながら、今は無人での運営、現在もそうなのですけれども、そういうようなことを念頭に進めていることで、決して安全対策をおろそかにするということではなく、日常的にその会社は当然施設の中におりますので、そういったところでの点検、そういうものはやっていくというような考えで進めております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 会社が日常的な運営の中での安全対策を進めるというふうに考えているということでもいいのですね。

○安見委員長 政策企画部長北野高史君。

○北野政策企画部長 常駐して常に監視をしているという体制にはならないかと思っておりますが、今、委員がおっしゃった形で日常的に安全管理というものは行っていくという考えでございます。

○安見委員長 よろしいですか。

田村委員。

○田村泰之委員 これ2月21日の全協の資料、包括協定書（案）を参考にして質疑させていただきますが、第3条の3者連携及び協力して実施する事業について第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた際には、直ちに問題解決のため3者で協議の上、対応するものとするを書いてありますが、これ説明してもらっていいですか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 3者の協定につきましては、包括的にいろいろ取り組んでいくものにつかましての疑義が生じたときの部分でございますので、今現在、話をしておりますのは、個々の個別の施設につかまして、新たに覚書であったり、契約書なのかその名称はあれですけれども、詳細の管理責任であったり、そういった部分を盛り込んだ覚書等をこれとは別に結んでいって進めていくというものでございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 分かりました。あともう1点ですけれども、石井委員がおっしゃったように安全、子どものけがとか、そういう話もありますが、私、今、聞いていると、こういう、安全安心と言いますけれども、何ていうのかな、全部けががあつたら、責任者が全部その施設サイドに全部あるという、何か過敏になっているのではないのかなと思うのだよね。それで、そういうことから私はいじめとか、いろいろな面に発展していると思います。過保護になっちゃって、これが今の世の中、現代の世の中、親が子どもを駄目にして

いる、はっきり言います、これ議事録に残しちゃっても構わない。以前の教育長が言いましたから、「子どもの教育するのなら親の教育をしろ」とはっきり言いましたから、そういうことをやっぱりそこはバランスを取りながらやっていったほうがよろしいと思うので、今、部長が答弁したように、常駐しなくても安全な体制を取ると、これが私の考え方が間違っているかもしれませんが、私はこれが公助、自助、共助だと思うので、その点はしっかり細かく、覚書なら覚書をやりながら、みんなが納得できるような形にすれば私はいいと思うので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○安見委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 異議ありの声がありました。この件は異議ありの声がありましたので、挙手により採決を行います。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 04 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業誘致・移住推進課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 企業誘致・移住推進課の滝田でございます。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）のうち、企業誘致・移住推

進課所管の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳出になります。

13ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、13 目市民活動費、補正額1,829万6,000円のうち、当課所管分は141万6,000円であります。

18 節負担金補助及び交付金の台湾東部地震復興支援事業負担金であります。これにつきましては4月3日に発生しました台湾東部地震に関する復興支援としまして、ふるさと納税寄附金制度を活用し支援金を募集したもので、5月6日までに195口、141万6,000円を頂いた寄附金を笠間台湾交流事務所が行う復興支援事業に対する負担金として補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 07 分休憩

午前 11 時 08 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、デジタル戦略課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 デジタル戦略課の鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）のデジタル戦略課所管分の

補正内容について御説明申し上げます。

歳入の補正はございませんので、歳出の御説明をいたします。

12ページをお開きください。

一番下の段、2款総務費、1項総務管理費、10目電算管理費の補正額530万4,000円の全てがデジタル戦略課所管分でございます。

12節委託料464万4,000円のうち、1段目の電算業務委託料332万2,000円は、公開型GISに新規データとして法定外道路や河川など紙台帳で管理している地図をGISで広く公開するため電子化する業務委託費でございます。これにより、住民の利便性と職員の負担軽減に寄与するものと考えております。早期に公開できるよう補正するものでございます。

次に、2段目の職員研修委託料の32万4,000円は、デジタル人材育成の一環として、Microsoftのオフィス系ソフトの研修委託料でございます。新規採用職員などを対象に、オフィス系ソフトを使いこなすことの有用性を実感して職務に生かしてもらうため実施するものでございます。

次に、最下段の伝送路保守委託料の99万8,000円は、本所、支所などの公共施設間において情報共有を図るための本市専用のイントラネットケーブルを電柱に共架しておりますが、電柱を移設する場合などにおいて共架しているケーブルも移設しなければならないために生じる移設費の増額でございます。今回の補正は、下市毛地内においてケーブルの張り替えをするものでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、13ページでございます。

最上段の13節使用料及び賃借料の66万円の増は、生成AIプラットフォームの使用料でございます。昨年来、本市においては行政専用の生成AIプラットフォームを利用し、ChatGPTを業務に活用しておりますが、今回の増額については、ChatGPT以外大規模言語モデルが利用できたり、生成AI活用の肝となるプロンプト、指示書です、そちらの作成を裏側で自動的につくり出すプラットフォームを想定しております。より簡単に、かつ精度が向上した回答が生み出せることを期待しております。現在50人前後の職員がコンスタントに使用している状況で、より精度が向上した生成AIで、さらなる生産性向上を目指していくものでございます。

以上がデジタル戦略課の補正内容でございます。説明を終わります。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

副委員長。

○川村和夫委員 先ほどありました電算業務委託料332万2,000円で、この人的負担の軽減になるというお話ですけれども、具体的にはどのようなものが負担軽減になるのでしょうか。

○安見委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 具体的にということでございます。今回この台帳を市役所のほうに必要な方がお越しになって、その台帳を調べるわけでございますが、紙台帳であるゆえに、まず大きな図面からポイントを落とし込んで、当たりをつけて、そこからまた別の台帳に移って、ページをめくってという作業がございます。そういった時間を事前にインターネット上に公開することで、御自分で地番を入れるだけでピンポイントでそれが出てくるようになります。そういった部分で必要な方がインターネット上でそれを調べることで役所に来なくなると、そういった部分で職員が対応する時間が省けるということでございます。そういった意味での負担軽減ということでございます。

○川村和夫委員 分かりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

河原井委員。

○河原井信之委員 13ページなのですけれども、C h a t G P Tをさらに使いやすくすることですけれども、C h a t G P Tといたら何か行政用のC h a t G P Tなのでしたっけ。

○安見委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 今現在使っているものは、行政専用という形で提供されているものでございます。

次に、今回もっと簡単にプロンプトがしてくれるものということで、今、デジタル庁のほうで実証実験しているものがございます。そういったものに乗換えたいこうかなというところでの補正という形でございます。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 主にどういったことにC h a t G P Tが使用されているのですか。

○安見委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 まず文書の作成が基本になります。これは、いろいろな私どもガイドラインの下書きに使ったりとか、あとは一般の方に連絡する通知を使っていたりとか、よく最近多いのはエクセルの関数をA 1のセルに何々が入って、Bのセルに何々が入ると、これをこういう形で計算してもらいたいという複雑なものをエクセルで生成A Iにかませると、きちんとそういった、ここのセルにこれを入れるといいよという形で出てくるので、そういった活用の仕方が職員のほうには見られるようになっています。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 大変便利ですね。分かりました。

○安見委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りをいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。ここで11時25分再開予定でお願いいたします。

午前 1 1 時 1 5 分休憩

午前 1 1 時 2 5 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部総務課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 総務課の稲田です。よろしくお願いいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の総務課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

資料5ページをお開きください。

債務負担行為の補正になります。

上から1番目の地域交流センターいわま指定管理料で、期間は令和7年度から令和11年度までの5年間、限度額が1億5,000万円になります。令和7年度当初から指定管理業務を行うことから、債務負担行為を設定しまして本年度内に契約行為を行うものでございます。

説明は以上です。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 26 分休憩

午前 11 時 27 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

財政課長本図重紀君。

○本図財政課長 財政課本図と申します。よろしくお願いいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）のうち、財政課所管分について御説明申し上げます。

予算書の6ページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

市道整備事業債（幹線道路整備事業）をはじめ7件につきまして、国庫補助事業費の補正や内示された国庫補助金の予算補正に伴い、起債限度額を補正するものでございます。

次に、歳入でございます。

10ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億9,513万9,000円の増額は、本補正予算の財源調整といたしまして、基金からの繰入れを補正するものでございます。

次、11ページをお開きください。

第22款市債でございます。先ほど第3表地方債補正で説明させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）、危機管理課所管分について御説明いたします。

歳入、9ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目消防費国庫補助金に本年度予定するハザードマップ作成について、その経費の2分の1が対象となる社会資本整備総合交付金補助の内示により、防災・安全交付金250万円を補正計上するものでございます。

続きまして、歳出、13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目市民活動費1,829万6,000円のうち、18節負担金補助及び交付金に、行政区の防犯灯について落雷に伴う故障が見られたため、今後の落雷などによる故障発生を見込み防犯灯設置補助金に50万円を増額し、また、防犯灯管理費補助金には、令和4年度から防犯灯の電気代に対する補助を行っておりますが、本年度につきましても同様に電気料金の高騰に伴う行政区の負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、年間の料金相当分として1基当たり2,100円、行政区で管理する約7,800基分を見込み、1,638万円を補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村泰之委員 お聞きしたいのですけれども、先ほどちょうどある区長に表で行き会い

ましてお話ししたところ、ちょうど防犯灯の件だったのでお尋ねします。

区長と話したとき、やっぱりLEDで落雷で補助金をもらいに来たのだと、申請しに来たのだという話を聞いたのですが、これは大体申請してどんくらいのスパンでLED交換する工期、どのくらい分かれば教えてください。分かれば結構です。

○安見委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 申請をいただいてから処理になります。それから補助決定をしまして、業者に発注をして、これは行政区区長のほうでやっていただくような形になるのですけれども、最終的にまた利用できる、使用できるということになりますと、工事完了まででございますので一般的には1か月半とか、そこら辺の時間は要するのかなというふうに思っております。

○田村泰之委員 分かりました。ありがとうございます。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、税務課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 税務課長の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の税務課所管分について御

説明いたします。

補正予算書の13ページを御覧ください。

歳出につきまして、2款総務費、1項総務管理費、16目定額減税補足給付金、19節扶助費2億3,000万円の増でございます。定額減税補足給付金、いわゆる調整給付につきましては、定額減税で個人住民税と所得税から全額を減税し切れなかった場合に、当該減税し切れなかった額を給付するものでございます。国から示された計算シートを基に当初予算を計上していましたが、令和6年度の住民税課税データを基に再度算定したところ、不足額が生じたため増額するものでございます。

なお、今回の調整給付の対象者は約1万4,300人、給付金は約5億8,000万円前後を見込んでおります。公金受取口座を登録している方、約8,700名につきましては、6月28日の振込を予定しております。それ以外の確認書を御返送いただく方につきましては、7月以降の振込を行うということで、ただいま準備を進めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笠間支所地域課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間支所地域課長根本 薫君。

○根本笠間支所地域課長 笠間支所地域課根本です。よろしくお願いいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）、笠間支所地域課の補正予算について御説明申し上げます。

歳出になります。

12ページをお開きください。

下から2段目になります。

2款総務費、1項総務管理費、8目笠間支所費24万6,000円、14節工事請負費24万6,000円の増は、電話回線用の非常用電源装置が経年劣化による故障により更新工事が必要なため補正するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部環境政策課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 環境政策課でございます。大内です。よろしくお願いいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）のうち、環境政策課所管分

につきまして説明をいたします。

5 ページをお開き願います。

債務負担行為の補正でございます。

4 段目の第 3 次笠間市環境基本計画策定業務委託、限度額 500 万円は、本市の環境面において最も基本となる計画であります環境基本計画を策定するためのもので、アンケートなど基礎調査から課題整理、環境目標の検討などのほか、環境審議会への諮問答申やパブリックコメントを経て策定することから、今年度から翌令和 7 年度にかけての業務となるため計上させていただいたものでございます。

次に、歳出につきまして主なものを事項別明細書により説明いたします。

15 ページをお開き願います。

最上段の 4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費、補正額 1,266 万 5,000 円のうち、12 節委託料の計画策定業務委託料 511 万 5,000 円は、債務負担行為の補正で説明いたしました第 3 次笠間市環境基本計画策定業務委託の令和 6 年度分を計上するものでございます。

次に、同じく委託料の再配達削減モニター事業委託料 742 万 5,000 円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、宅配用の置き配バッグをモニター調査に協力していただける 500 軒の共働き世帯に配布し、再配達を削減することで物価高騰の影響を受けている宅配事業者の支援と温室効果ガスの削減にも寄与するものでございます。

環境政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 今、説明がありました再配達削減モニター事業委託料、もっと詳しく説明していただけますか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 再配達削減モニターの事業につきましては、置き配バッグといいまして、郵便局やクロネコヤマトなどでもう既に活用されている住宅に設置して、ワイヤー等で扉に固定できるような置き配バッグを各戸に、共働き世帯に配布を行うものでございます。500 軒の想定で実施をいたしまして、モニターを実施するということで、アンケート調査を併せて実施をさせていただきます。この置き配バッグを活用したことによって再配達がどれだけ防止できたかとか、事業者のほうにも併せて確認をさせていただいて、それを周知することで再配達を削減していこうという考えの下でやるものでございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 共働き世帯 500 軒と言いましたけれども、これどうやって選ぶのですか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 募集をまずホームページや SNS 等で募集をする予定でございます。

その中で希望がある方に申請をしていただいて、その中で共働き世帯ということを自己申告していただくような形で考えております。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

川村副委員長。

○川村和夫委員 この再配達は、どこら辺の率なのか、現在。

○安見委員長 答弁できますか。名前をおっしゃって発言してください。

○鈴木環境政策課長補佐 環境政策課長補佐の鈴木と申します。よろしくお願いします。

笠間市の再配達率とか、そういうのはデータとして持つてはいないのですが、郵便局とクロネコヤマトに聞いたところ、大分再配達が多くて非常にドライバーの負担になっているということで意見は何ってありまして、ほかの市町村で参考的というか先進的にやっているところがありましたので、そこでいきますと6,825件ぐらい対面での配達で、それとは別に3,800ぐらい置き配バッグで受け取った件数が計上されておりますので、対面で受け取る方の半数ぐらいは置き配バッグで受け取ってくれた方がいるというような、ほかの市町村のデータですが、そういうアンケート結果というか集計結果は確認しております。

以上です。

○安見委員長 川村副委員長。

○川村和夫委員 ということは、再配達率というのは分からない。

○安見委員長 課長補佐鈴木 晃君。

○鈴木環境政策課長補佐 現状、笠間市の再配達率は数字としては把握はしておりませんが、非常に多いということで伺っております。

○安見委員長 川村副委員長。

○川村和夫委員 すると、この事業をやることによって、どこら辺その削減ができるという見込みですか、役所として。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 先ほど説明がございましたが、ほかの市町村のデータしかないのですが、それを基にお答えさせていただきますけれども、6,000あるうちの3,000ぐらいが再配達で受け取っていただけたということなので、約……。

○小里環境推進部長 置き配達バッグで受け取ったのが半数じゃないの。

○大内環境政策課長 置き配達バッグで受け取っていただけたのが半数ぐらいあるということなので、再配達をするのは、そのデータからいくと約半数ぐらいは抑えられるのではないかなと思っているところです。

○安見委員長 小里部長、お願いします。

○小里環境推進部長 本事業を計画するに当たり、先ほど鈴木の方からあったように、郵便局とクロネコヤマト市内営業所があったりするとところにちょっとお尋ねを、事業実施

前の調査のレベルでお尋ねしたところ、やはり再配達というものが多いという部分の話を受けて、笠間市がそういう事業を仮に考えてくださるのであれば事業に協力していきたいというような意向は確認していて、我々が事業を実施する上での検討をする上での参考とさせていただきます。

まず、共働き世帯という部分をまず我々のほうで考えている部分としましては、日中共働き世帯の家庭はやっぱり不在とする率が非常に多いというふうに捉えていますことから、ターゲットを共働き世帯を対象とするという形で今回事業を計画させていただいたものであり、その結果、どの程度の再配達が減ったのかとか、そういった部分についても協力をしていただける事業者のアンケート調査等を今後集計した上で、それらを市民にも公表し、置き配バッグとか、そういったものの活用に、何でしょう、普及させていきたいなというふうに私どもも考えているところでございます。

○安見委員長 長谷川委員。

○長谷川愛子委員 確認なのですけれども、この事業を告知するスタートの予定と、あと、これをいつまで事業として、モニターなのでゴールがどこになるかということ、あと、今、お話を聞いていたときに、環境政策課でやっているのもCO₂削減のほうメインなのか、それともさっき部長がおっしゃっていた、それとも共働き世帯が少しでもということの方針なのかちょっと見えなくなっているのですけれども、その三つをお願いいたします。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 今の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、スケジュールに関しましては、6月補正で予算が成立いたしましたら、まずは置き配バッグの発注になってきます。置き配バッグのほうは、実は笠間市のオリジナルのデザインといいますか、ワンポイントではありますが笠間市のマークを入れさせていただいて、配達事業者が置きに行ったときに笠間市で配ったものだというのが確認できるようなものとして考えております。そのバッグの製作に約3か月から4か月ぐらいかかりますので、実際に配るのはその後になってきますが、その前段で募集はかけていきたいと思っております。

要綱等を制定する予定がございますので、6月補正が決まりましたら、まずは要綱制定した上で募集ということで、ホームページとか週報などでの広報をしていきたいと考えているところでございます。実際にモニターの募集をしたアンケートをいただくのは、年度内を考えてございます。

あと、事業所なのか、子育て世帯へなのかというところ……。

○小里環境推進部長 違う、違う、うちの目標が脱炭素の実現のためにやるのかということ。

○大内環境政策課長 環境政策課としましては、再配達を防止することで何度も車両の動きが削減できるということがありますので、たくさん、その目的としたものがメインで考

えております。ということで今回の事業も事業者に対しての支援ということで考えているところでございます。

○安見委員長 よろしいですか。

長谷川委員。

○長谷川愛子委員 最後一つ出てなかったのですけれども、モニター事業のモニターであるので、ではゴールはどこになるのか。あと、そうすると今のお話で2回目の質問になるのですけれども、そのボックスは終了した後どのように考えているか、そこまで計画としては見えているのですか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 モニターの事業としましては……、ごめんなさい。

○長谷川愛子委員 モニター事業になるということは、モニター事業の計画が大体、例えば1年なのか、2年なのか、もとのこれから事業者と契約するときには何か出てくると思うのです。そこら辺のところは聞かせていただけるのかと、置き配バッグを笠間のマークを入れて配するというところまで500人に対してはやるわけで、ということは、その後も続けようと思っているのだらうなというのは見える話で、そうすると今後その先というのはどんな感じなのか説明ができるのか、聞かせてもらえればと。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

モニター事業の終了と、お渡しした置き配バッグの事業終了後の行方、お答えください。

○大内環境政策課長 モニター事業の終了時期としましては、今年度中で考えております。なので、お配りした500軒に対してのアンケート調査の回収及び集計は、今年度中に終了させる予定でございます。

今後の展開でございますが、モニターでアンケートに協力していただいた集計の内容を広く周知をさせていただきまして、これだけ効果があるとか、こういうやり方があるのだよというところを広く市民の方にお知らせをして、置き配バッグの活用を促していきたいと思っております。〔「そのバッグの行方」と呼ぶ者あり〕、配ったバッグに関しては、そのまま使っていただくということで考えております。

○安見委員長 長谷川委員。

○長谷川愛子委員 ありがとうございます、分らなかったことが見えたので。ということは、今のお話を集約すると、今後はそのような方向性でモニターをやった後に進めていきたいという、市としての方向性を分かりたかったので伺った次第です。ありがとうございました。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 55 分休憩

午前 11 時 56 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部資源循環課、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 資源循環課成田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の資源循環課所管分について、事項別明細書により御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

歳出でございます。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費、12 節委託料の測量設計等委託料1,061万5,000円でございますが、市の一般廃棄物の最終処分場でございます諏訪クリーンパーク第1期最終処分場の埋立て作業終了に伴う最終覆土工事の実施に向けた測量及び実施設計に係る経費でございます。

資源循環課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会事務局、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

議会事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 議会事務局です。よろしくお願いいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）のうち、議会事務局所管分について御説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 議会費、7 節 報償費 60 万 2, 000 円は、第 1 回定例会で設置をされました議員定数等調査特別委員会において、専門的見地からの研修を行うための講師謝礼の増額でございます。

同じく 8 節 旅費 66 万円は、議員定数等調査特別委員会開催に係る委員 22 名分の費用弁償の増額でございます。

続いて、12 節 委託料 46 万 7, 000 円は、同じく議員定数等調査特別委員会の会議録作成委託料の増額でございます。

次に、13 節の使用料及び賃借料 2 万 4, 000 円の増は、地方自治法改正に伴う委員会のオンライン開催のためのテレビ会議システムのソフト使用料でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 3 分休憩

午後 1 時 0 4 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部総務課、諮問第 3 号 審査請求に関する諮問についての審査を行います。

ここで委員の皆様申し上げます。

本諮問に対する質疑の際は、個人情報等に十分配慮していただくようお願いいたします。

それでは、本諮問の内容等について説明を求めます。

総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 総務課の稲田です。よろしくお願いいたします。

諮問第 3 号につきまして御説明いたします。

資料を御覧ください。

まず初めに、諮問の内容ですが、審査請求があったことに対しまして審査請求を棄却することについて、地方自治法第229条第2項の規定により、諮問をするものでございます。

続きまして、1 が審査請求人でございます。住所、氏名は記載のとおりです。

2 の審査請求に係る処分でございますが、下水道課が令和 5 年 2 月から令和 6 年 3 月までに審査請求人に下水道使用料、合計 3 万 2,232 円を請求したことについてでございます。

3 の審査請求の内容でございますが、趣旨は下水道使用料の請求を取り消すことでございます。

次に、審査請求の理由を補足説明いたします。

(2) アの申請者の不確知につきましては、申請書は業者が代筆したもので、提出されたことも署名したこともないとの訴えでございます。

イの笠間市公共下水道条例施行規程の無視ですが、申請書様式には、申請者と土地所有者が異なる場合は同意を求めています、記載がなかったとの訴えでございます。

続きまして、ウの排水設備工事の接続確認の瑕疵でございますが、条例に基づく工事完成届の提出により完了検査が行われていないことについてでございます。

エにつきましては、記載のとおりでございます。

4の棄却する理由は、記載のとおりですが、こちらは審査庁において審理員意見書を基に、書面による資料により判断したものでございます。

ここで、審査請求が提出されてから諮問までの経過を御説明させていただきます。

令和5年3月13日に行政不服審査法に基づく審査請求が提出され、受理いたしました。その後、4月に審査庁に所属する職員を審理員に指名し、審理手続に入りました。審理につきましては、法に基づき下水道課に弁明書の提出を求め、提出を受けて審査請求人に弁明書を送付し、審査請求人から反論書の提出を受け、審理員が双方の意見を確認しながら審理を行ってまいりました。

なお、令和5年5月から同年12月までの間に、下水道課から弁明書の提出が3回、代理人から反論書の提出が3回ございました。

その後、審理員が審議を終結し、令和6年5月16日に審理員から本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により却下されるべきであるとの審理員意見書が提出され、審理員意見書を基に4の棄却する理由により判断し、諮問したものでございます。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

通常ですと、これより質疑に入るところでございますが、案件のそもそものが下水道課の手続等々に関する部分を含んでおりまして、そのいきさつ等、詳しく質問するのには総務課のほうでは詳しく知らない部分も多いでしょうか。

○稲田総務課長 総務課では審理員から提出されました審理員意見書、また、弁明書と反論書の書類に基づいて今回の諮問となったことでございますので、それ以外の内容につきましては総務課のほうでお答えが難しいと考えております。

○安見委員長 そうしますと、今回使用料に関しての払えという内容に対しての不服申立てでございますが、下水道の使用料の手続、工事のところ云々、いろいろ他課のところに係る部分がございます、委員の皆様から質疑をいただいて詳しく執行部からの回答を得るためには、下水道課のほうの出席が必要かと考えます。

また、議会運営委員会のほうでも御審議をいただきまして、我々総務企画委員会に建設産業委員の所管の委員会を交えて合同の審査でというような提案もいただいているところから、当委員会と建設産業委員会合同での審査会の開催を皆様にお諮りしたいと思いますが、御意見をいただきたいと思っております。

田村委員。

○田村泰之委員 これやっぱり建設産業委員会も含まれるので、これは連合でやったほうが円滑に進むと思うのです。これ、今、質疑すると恐らく、下水道の友部部長とかも来ていればいいでしょうけれども、これ、建設産業より先に下水道の説明を聞いちゃうと、建設産業の委員長を含めて委員の方々にもフライングしてしまうのではないかという観点か

ら、私は連合審査会を設置したほうがいいということです。

以上です。

○安見委員長 ほかに御意見は。

河原井委員。

○河原井信之委員 私も、田村委員と同じ意見です。そうしなければ話が進みませんから、そうすべきだと考えます。

○安見委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。

石井委員。

○石井 栄委員 下水道課に関わることで申請が出ていますので、これはそのことを詳しく聞いた上で判断がされるべきだと思いますので、連合審査がふさわしいのかなというふうに思っています。

○安見委員長 ありがとうございます。

ここの委員の皆さんも同じような意見でございましょうか。

それでは、ただいま頂戴しました御意見の中で、建設産業委員会と一緒に連合審査会を開くべきだというような御意見を複数頂戴をいたしました。それについてお諮りをしますので、総務企画委員会としまして、建設産業委員会に対して連合審査会開会の申入れを手続上することになります。

この連合審査会の申入れをすることをお諮りしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件につきましては、建設産業委員会に連合審査について申入れをすることに決しました。

この後の流れになりますが、我々のほうの総務企画委員会から建設産業委員会に連合審査会申入れ書を提出いたします。本日付で作成をしまして提出いたします。

その後、建設産業委員会が予定ですと、あさっての開催になろうかと思えます。そこで審議をしていただきまして、連合審査会の開会に同意をいただければ、改めまして連合審査会の開催をいたすことになりますので、まずは建設産業委員会のほうで審議をいただきまして、その回答をもって、また改めて連合審査会の開会日程等はお知らせをしたいと思います。

もし建設産業委員会のほうで総務企画委員会のほうで全て審議をすべきというようなことで不同意といったことの回答が来れば、改めまして、この件につきましては総務企画委員会で審議をさせていただきまして、最終的に議決を得るという流れになります。

いずれにしても、あさって開催されます建設産業委員会に連合審査会の開会の申入れをお諮りいただきたいと思いますので、この本件諮問につきましては本日質疑を受けずに、改めて連合審査会委員等の流れが決まってから改めてしたいと思います。よろしい

でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 執行部のほうもそういうことでよろしいですか。

では、改めまして、きちんと決議の過程を明らかにしておきたいと思います。

連合審査について、連合審査とすべきもの、可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を……（「要らない」と呼ぶ者あり）いいですか、分かりました。連合審査会の申入れを行うことと決しました。

執行部は退席をいただきまして、暫時休憩をいたします。

午後１時１５分休憩

午後１時１６分再開

○安見委員長 では、会議を再開いたします。

以上で総務企画委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

田村委員。

○田村泰之委員 これ連合審査に当たって、場所は建設産業の委員長と話しして、全協室とか、そういうふうに、うまく調整するということで、そういう解釈でよろしいですか。

○安見委員長 そのようにいたしたいと思います。

○田村泰之委員 分かりました。

以上です。

○安見委員長 人数がこの倍になりますので、恐らく場所は全協室を使うことになろうかと思しますので、よろしくお願いいたします。

ただいま御審議いただきました審議の結果につきましては、諮問の件を除きまして、今期定例会最終日にまず報告させていただくことになります。

本日可決いただいた分の報告書の作成につきましては、委員長に一任をいただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議ございませんので、私に一任させていただくことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後１時１７分休憩

午後１時２２分再開

○安見委員長 その他で何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の総務企画委員会を終了いた

します。

午後 1 時 2 2 分閉会